

令和7年度
第3回鹿屋市子ども・子育て会議



令和7年 10月27日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

I 報告

- 1 令和7年度第2回子ども・子育て会議の報告…………… P 1

II 協議

- 1 令和8年度教育・保育施設の定員変更について…………… P 4

III その他

- 1 保育所等の移転について……………別紙
- 2 今後のスケジュールについて…………… P 14

■ 関連資料

- 子ども・子育て会議委員名簿…………… P 15
- 子ども・子育て会議条例…………… P 16

I 報告

1 令和7年度第2回子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和7年8月
開催方法	書面開催
委員	エルメス委員、蜂谷委員、橘委員、阿蘇品委員、竹中委員、柿迫委員、矢野委員、坂元委員、森委員、権現委員、堀之内委員、下村委員、藤井委員、軀川委員、吉井委員、友岡委員、有川委員、曾原委員、豎山委員、指宿委員、駿河委員、川崎委員、渡邊委員、川添委員、吉原委員、鹿倉委員
議題	報告 1 令和7年度第1回子ども・子育て会議の報告 協議 1 幼保連携型認定こども園光華こども園の設置者変更について その他 1 令和7年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュール
会議結果	協議内容：幼保連携型認定こども園光華こども園の設置者変更について 協議結果：承認 有効回答数 24人 「承認します。」と回答した委員数 24人 「承認しません。」と回答した委員数 0人

『協議に関する意見等』

人材不足のみならず人員不足も含めて今後は社会福祉法人の統廃合が増えてくるのではないかと。いずれにしても地域の社会資源として残れるような施策を国・県・市には考えていただきたい。

愛光会は、和光学園や桜町学園を中心に、花岡地区の福祉に深く根ざした法人だと思いますので、今後も地域の福祉について配慮をしながら運営していかれと思います。また、大隅全域で見ても数少ない障害児入所施設を運営しており、児童福祉分野においても力を持つ事業者であると考えます。

『その他意見等』

【子ども・子育て会議について】

子ども子育て会議の第3回会議の目的が分からない。第2回同様に書面で行えないのか。

(回答) 第3回子ども・子育て会議では、「令和8年度教育・保育施設の定員変更等について」の協議を予定しております。

教育・保育施設の利用定員については、子ども・子育て支援法第31条第2項（特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは市町村における審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。）に基づき、子ども・子育て会議で意見を聴取するものです。

書面での開催も可能ではありますが、委員の皆様が一堂に会し、直接的に意見交換や質疑応答を行うことで、議案への理解をより深め、様々な立場のご意見を聴取できることなどから、対面で開催したいと考えておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【子ども・子育て会議について】

以前、児童を呼んで行った会議の取組を教えて欲しい。図書館の電球交換など行ったのか教えてほしい。今までの会議の結果が今後に活かされていない気がする。

(回答) 令和6年度第2回子ども・子育て会議において、かのやっ子委員会の小中学生よりいただいた意見に関する現在の対応状況について報告いたします。

こどもたちからの意見	現在の対応状況
<公園について> ボールを使って遊べる場所が少ない	・鹿屋市内の公園は 119 公園あり、ボール遊びができる公園は 30 公園です。 ・ボール遊びができない公園については、周辺の住宅や車への被害が出ていることや、民地への無断立ち入りなどによる苦情が寄せられたことから禁止している状況です。
<霧島ヶ丘公園について> 霧島ヶ丘公園に小動物公園ができてほしい。	・小動物園については、以前、霧島ヶ丘公園活性化プロジェクトにおいて検討が行われ、現在の場所（向江町）で運営することとして整理されています。 ・霧島ヶ丘公園においては、各種イベントで「ふれあい移動動物園」を開園することなどにより、多くの来場者に好評をいただいております。今後も関係機関と連携しながらイベントを充実し、霧島ヶ丘公園の活性化につなげてまいります。
<図書館について> 今の図書館が暗いのでリナシティにカフェスペースのある図書館（明るくて、おしゃれな図書館）がほしい。	・現図書館については、移転の予定はありませんが、リナシティかのある自由に飲み物を飲みながら本を読むことができる場所（1階コワーキングスペースのキッズスペース及び3階ホワイエ）にまちなか図書館を設置しました。なお、現図書館にもカフェスペースを用意しています。 ・文化会館・図書館のエリアでは、11月8日に「ブックフェスタ」（絵本作家講演会やコンサート、おはなし会等）を開催するほか、定期的なおはなし会や「図書館まつり」、「としょかん de 学び塾」、「夜のこわ〜いおはなし会」など様々なイベントを開催しています。
<学校について> 学校の体育館は空調がないため、暑すぎて授業に集中できない、体調を崩すため、体育館に空調設備を設置してほしい。	・学校体育館など（体育館、武道場）については、こどもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される施設もあることから、空調の必要性については十分に理解しています。 ・学校体育館等への空調設置は、全国的な課題でもあり、国としても補助制度の充実に取り組んでいることから、本市としても今年度見直しを行う「学校施設長寿命化計画」の中で、空調設置に係る基本方針を定め、より良い学校環境を整えていきたいと考えています。

【子ども・子育て会議について】

保育園関係や認定こども園以外のことで、子どもたちの未来について議題はないものでしょうか。

(回答) 現在、令和7年3月に策定した「鹿屋市こども計画」に基づき、こども・若者が個人として尊重され、自らの意見や希望に応じてその意欲と能力を発揮し、鹿屋市に愛着を持ち、自分の未来に夢や希望をもって成長できる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進しているところです。

こども計画の策定にあたっては、令和5年度から6年度にかけて、子ども・子育て会議の委員の皆様にご協力をいただき、様々なご意見・ご提案をいただきました。

今後とも社会経済情勢や国の動向、本市の状況を踏まえながら、適宜、子ども・子育て会議において、こどもたちの未来について協議いただき、「すべてのこども・若者がたくましく育ち 未来を拓くまち かのや」の実現に向けて取り組んでまいります。

【こども家庭センターについて】

こども家庭センター設置前と設置後では何がどう変わったかを良い点とそうでない点をどこかで教えていただけたらと思います。

(回答) こども家庭センター（こども家庭課）設置前は、児童虐待等の児童福祉業務は子育て支援課で、妊産婦への支援等の母子保健業務は健康増進課がそれぞれ業務を担っていました。

センター設置後は、児童福祉と母子保健の一体的な支援が可能となり、具体的には、速やかに情報交換することで相談対応等が迅速にできるようになったり、お子さんがいらっしゃる妊婦さんがお子さんの相談と出産に関する相談をセンター内においてワンストップで受けることができるようになったりしました。

また、児童虐待の相談について、これまでその多くが児童相談所に寄せられていましたが、センターへの相談件数は令和6年度 146 件とセンター設置前の5年度 91 件に比べて55 件増加しています。増加の理由としては、センターの設置が認知されることにより、市も児童虐待の相談先であることが認識されてきたことなどが考えられます。

一方、センター設置から2年目ということで、組織としての業務ノウハウの蓄積や、在籍職員の更なるスキル向上のための人材育成などの課題に引き続き取り組み、支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

Ⅱ 協議

1 令和8年度教育・保育施設の定員変更について

▶定員変更の希望状況

令和7年度に定員の変更を希望している教育・保育施設及び内容等については、下記のとおりです。定員減及び区分変更等を希望している教育・保育施設（12施設）について協議としてお諮りいたします。

変更内容	施設種別	施設名称	令和7年度（単位：人）					変更後定員	令和8年度（単位：人）				
			現定員	定員内訳					定員内訳				
				1号	2号	3号			1号	2号	3号		
0歳	1・2歳	0歳	1・2歳										
【定員減】	認定こども園	信愛こどもの園	95	45	20	5	25	80 (-15)	30 (-15)	20 (±0)	5 (±0)	25 (±0)	
		西原幼稚園	195	155	10	6	24	185 (-10)	145 (-10)	10 (±0)	6 (±0)	24 (±0)	
		光明こども園	55	15	21	5	14	40 (-15)	10 (-5)	20 (-1)	3 (-2)	7 (-7)	
		ふるえこども園	55	15	31	3	6	45 (-10)	15 (±0)	18 (-13)	3 (±0)	9 (+3)	
		高隈こども園	50	10	20	5	15	40 (-10)	10 (±0)	10 (-10)	5 (±0)	15 (±0)	
		さくら保育園	85	15	35	7	28	80 (-5)	10 (-5)	35 (±0)	7 (±0)	28 (±0)	
		正覚寺保育園	40	15	10	4	11	30 (-10)	14 (-1)	4 (-6)	3 (-1)	9 (-2)	
	保育所	はらい川保育園	50	—	35	3	12	30 (-20)	—	15 (-20)	3 (±0)	12 (±0)	
	地域型	第2どんぐり保育園	19	—	—	3	16	10 (-9)	—	—	2 (-1)	8 (-8)	
ミルキーランド		48	—	—	18	30	40 (-8)	—	—	12 (-6)	28 (-2)		
【区分変更】	認定こども園	南部幼稚園	110	80	6	6	18	110 (±0)	80 (±0)	0 (-6)	6 (±0)	24 (+6)	
		和光幼保連携型認定こども園	115	25	54	12	24	115 (±0)	35 (+10)	47 (-7)	9 (-3)	24 (±0)	
増減								-112	-36	-63	-13	-10	

▶本市の定員変更の判断基準

令和8年度～令和12年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準（抜粋）	
利用定員変更後、1年間は利用定員を保持することとする。	
(1) 認可保育所	① 認可定員増は原則認めない。ただし、特例として、下記の(ア)・(イ)を認める。 (ア) 平均入所児童数が認可定員の115%（令和10～11年度の変更は110%）を超えている場合は、10名を上限に本期間内において1度認可定員増を認めるものとする。令和12年度は原則認めない。 (イ) 国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用した施設整備（増改築のみ）を行う場合は、20名を上限に認可定員増を認めるものとする。（現時点、施設整備の方針は未定） ② 平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、変更後の利用定員の数、平均入所児童数を下回らない範囲で、利用定員減をすることができるものとする。ただし、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議の上、必要な数の利用定員減することができる。変更後は原則2年間、利用定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。
(3) 認定こども園	① 教育の認可定員増は、原則認めない。ただし、認定こども園への移行に際し、1号の認可定員を15名未満（0名から14名）で設定した園については、認可定員15名を上限に定員増を認めることとするが、定員増分と同数の2号・3号の減員を条件とする。なお、保育の弾力運用は可能とする。 ② 教育又は保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、変更後の利用定員の数、平均入所児童数を下回らない範囲で、利用定員減をすることができるものとする。ただし、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議の上、利用定員減することができる。 保育の定員減の変更後は原則2年間、利用定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。 ③ 保育の認可定員増は原則認めない。ただし、特例として下記の(ア)・(イ)を認める。 (ア) 平均入所児童数が認可定員の115%（令和10～11年度の変更は110%）を超えている場合は、10名を上限に本期間内において1度認可定員増を認めるものとする。令和12年度は原則認めない。 (イ) 国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用した施設整備（増改築のみ）を行う場合は、20名を上限に認可定員増を認めるものとする。（現時点、施設整備の方針は未定） ④ 国の就学前教育・保育施設整備交付金（旧：保育所等整備交付金）を活用した施設が、施設整備後に、教育定員を認可定員上限の15名以内で増やす場合においては、補助金適正化法の関係から、保育の2号・3号認可定員の減は求めないものとする。
(4) 地域型保育事業所	① 平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、変更後の利用定員の数、平均入所児童数を下回らない範囲で、利用定員減をすることができるものとする。ただし、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議の上、利用定員減することができる。

▶信愛こどもの園（定員減）

現行（令和7年度）

（単位：人）

施設区分	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
幼保連携型	95	45	20	30

希望内容（令和8年度）

（単位：人）

移行後定員	定員内訳		
	1号	2号	3号
80 (-15)	30 (-15)	20 (±0)	30 (±0)

施設名	信愛こどもの園（西原1丁目）
設置主体	学校法人信愛学園
変更を希望する理由	1号認定の定員割れが続いていることから。
判断基準との比較	【判断基準（3）②】令和6年9月～令和7年8月の教育1号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽教育（1号）の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

（単位：人）

	R.6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
教育	20	22	23	23	23	21	21	13	14	14	14	14	18.5

▶認定こども園西原幼稚園（定員減）

現行（令和7年度）

（単位：人）

施設区分	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
幼保連携型	195	155	10	30

希望内容（令和8年度）

（単位：人）

移行後定員	定員内訳		
	1号	2号	3号
185 (-10)	145 (-10)	10 (±0)	30 (±0)

施設名	認定こども園西原幼稚園（西原4丁目）
設置主体	学校法人郷原学園
変更を希望する理由	現在1号の入園児が減少傾向にあるため1号の定員減を希望する。2年間の定員割れの半分内である10名減を希望します。
判断基準との比較	【判断基準（3）②】令和6年9月～令和7年8月の教育1号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽教育（1号）の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

（単位：人）

	R.6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
教育	123	124	131	130	131	133	132	117	122	124	128	129	127

▶幼保連携型光明こども園（定員減）

現行（令和7年度）

（単位：人）

施設区分	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
幼保連携型	55	15	21	19



希望内容（令和8年度）

（単位：人）

移行後 定員	定員内訳		
	1号	2号	3号
40 (-15)	10 (-5)	20 (-1)	10 (-9)

施 設 名	幼保連携型公明こども園（輝北町）
設 置 主 体	社会福祉法人まどか福祉会
変更を希望する理由	過疎地域であり、今後も少子化が加速し、施設運営に支障を来す恐れがあるため定員減を希望。 現在の0、1歳児数が5名在籍、来年度の新たな0歳児も3名程度しか入園が見込めていない状況である。また、判断基準となる令和6年9月からの平均入所児童数は34.7人だが、令和7年4月から8月までの平均は30.2人となっている。更に、令和8年4月時点で見込まれる2・3号の在籍児童数見込みは20人である。 輝北町での出生数も激減しており、2・3号の定員を減らさない限り、運営に大きな支障が出る恐れがあるため。
判断基準との比較	【判断基準（3）②】令和6年9月～令和7年8月の教育1号及び保育2・3号のそれぞれの平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数、教育1号については平均入所児童数を下回らない範囲であるが、保育2・3号は平均入所児童数を下回る範囲であること。ただし、救済すべき事情として、輝北地域における児童数等の減少により、来年度以降も入所希望児童数が減少傾向であること。

▽教育(1号)の月別利用者数 [令和6年9月～令和7年8月]

（単位：人）

	R.6.9	R.6.10	R.6.11	R.6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
教育	7	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	11	9.66

▽保育(2・3号)の月別利用者数 [令和6年9月～令和7年8月]

（単位：人）

	R.6.9	R.6.10	R.6.11	R.6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
保育	37	37	37	38	39	38	39	31	29	30	30	31	34.66

▶ 幼保連携型認定こども園ふるえこども園（定員減）

現行（令和7年度） (単位:人)					希望内容（令和8年度） (単位:人)			
施設区分	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳		
		1号	2号	3号		1号	2号	3号
幼保連携型	55	15	31	9	45 (-10)	15 (±0)	18 (-13)	12 (+3)

施設名	幼保連携型認定こども園ふるえこども園（古江町）
設置主体	社会福祉法人古江福祉会
変更を希望する理由	新規入園児童の減少が見込まれるため定員減を希望する。 令和8年3月に12名の園児が卒園予定であり、令和8年度4月時点で見込まれる在園児は、35名（2号は23名）である。また、新入園児については、10名も満たない予定である。 古江地域については、子育て世帯も少なく、園児及び保育士の確保が難しい状況であり、今後も入園児数は減少していくことを見込んでいる。
判断基準との比較	【判断基準（3）②】令和6年9月～令和7年8月の保育2・3号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回る範囲であること。ただし、救済すべき事情として、古江地域における児童数等の減少により、来年度以降も入所希望児童数が減少傾向であること。

▽ 保育(2・3号)の月別利用者数 [令和6年9月～令和7年8月]

	R.6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
保育	34	39	38	39	41	42	42	33	32	32	31	31	36.16

▶ 高隈こども園（定員減）

現行（令和7年度） (単位:人)					希望内容（令和8年度） (単位:人)			
施設区分	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳		
		1号	2号	3号		1号	2号	3号
幼保連携型	50	10	20	20	40 (-10)	10 (±0)	10 (-10)	20 (±0)

施設名	高隈こども園（上高隈町）
設置主体	社会福祉法人高隈福祉会
変更を希望する理由	入所する園児が年々減少し、定員に対して大幅に園児数が満たない状況であるため。
判断基準との比較	【判断基準（3）②】令和6年9月～令和7年8月の保育2・3号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽ 保育(2・3号)の月別利用者数 [令和6年9月～令和7年8月]

	R.6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
保育	27	28	28	26	27	28	30	20	21	21	23	22	25.08

▶さくら保育園（定員減）

現行（令和7年度）

（単位：人）

施設区分	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
保育所型	85	15	35	35

希望内容（令和8年度）

（単位：人）

移行後 定員	定員内訳		
	1号	2号	3号
80 (-5)	10 (-5)	35 (±0)	35 (±0)



施設名	さくら保育園（西原2丁目）
設置主体	社会福祉法人さくら福祉会
変更を希望する理由	現在の入所児童が70名弱であること、職員確保が難しい状況であることから定員減を希望する。保育所型であることから、現1号の児童においては、本来2号認定も可能な児童がほとんどである。保育希望が比較的多いこと、また、今後は弾力運用ができなくなることから2号ではなく1号の定員減を希望する。
判断基準との比較	【判断基準（3）②】令和6年9月～令和7年8月の教育1号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていないこと。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回る範囲であること。

▽教育（1号）の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

（単位：人）

	R.6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
教育	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

▶認定こども園正覚寺保育園（定員減）

現行（令和7年度）

（単位：人）

施設区分	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
保育所型	40	15	10	15

希望内容（令和8年度）

（単位：人）

移行後 定員	定員内訳		
	1号	2号	3号
30 (-10)	14 (-1)	4 (-6)	12 (-3)



施設名	認定こども園正覚寺保育園（輝北町）
設置主体	社会福祉法人達定福祉会
変更を希望する理由	運営状況が現在も厳しい上、来年度も園児数が減る一方でさらに支障を来すため。
判断基準との比較	【判断基準（3）②】令和6年9月～令和7年8月の教育1号及び保育2・3号のそれぞれの平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽教育（1号）の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

（単位：人）

	R.6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
教育	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

▽保育（2・3号）の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

（単位：人）

	R.6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
保育	19	19	19	19	19	19	19	11	10	10	12	12	15.66

▶はらい川保育園（定員減）

現行（令和7年度）					希望内容（令和8年度）			
施設区分	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳		
		1号	2号	3号		1号	2号	3号
認可保育所	50	-	35	15	30 (-20)	-	15 (-20)	15 (±0)

施設名	はらい川保育園（祓川町）
設置主体	社会福祉法人辰巳福祉会
変更を希望する理由	入園児数が減少していることから定員減を希望。 従来鹿屋市は、中学校区を基準に保育に関する「量の見込み」を数値化して対応してきており、その中で当園における令和7月3月の卒園児15名の内訳を見ると、鹿屋中学校区中、鹿屋小学校区内5名、祓川小学校区内3名、その他の地区7名という内容であった。 今年度4月入園で見ると 祓川地区3名となっている。要因としては、全市的な保育に関する「量の見込み」の減少、特に祓川地区の「量の見込み」の減少とともに、基準とする鹿屋中学校区内の幼稚園のこども園への変更や事業所内保育施設から地域型保育事業所への変更、さらに企業主導型保育施設設立（2箇所）等から、保育施設の増と定員増による「保育に関する量」の増等から当園が設置されている祓川地区への入園が減ったと考えられる。（前年度6名 入園見学者あり：鹿屋小校区 全て入園辞退）
判断基準との比較	【判断基準（1）②】令和6年9月～令和7年8月の保育2・3号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回る範囲であること。ただし、救済すべき事情として、祓川地区の児童の減少により、来年度以降の入所希望児童数が減少していること。

▽保育(2・3号)の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

	R.6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
保育	46	45	42	41	41	44	44	28	28	28	29	29	37.08

▶第2どんぐり保育園（定員減）

現行（令和7年度）					希望内容（令和8年度）			
施設区分	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳		
		1号	2号	3号		1号	2号	3号
小規模保育事業所	19	-	-	19	10 (-9)	-	-	10 (-9)

施設名	第2どんぐり保育園（郷之原町）
設置主体	特定非営利活動法人くりのみ福祉会
変更を希望する理由	令和6年度以降、各月の入所児童数10名以下が続き、当地域における未満児の保育需要が低下していると見込まれるため。

判断基準との比較	【判断基準 (4)①】 令和6年9月～令和7年8月の保育2・3号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。
----------	---

▽保育(2・3号)の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

(単位:人)

	R.6.9	R.6.10	R.6.11	R.6.12	R.7.1	R.7.2	R.7.3	R.7.4	R.7.5	R.7.6	R.7.7	R.7.8	平均
保育	8	8	9	10	8	9	9	5	5	5	5	5	7.16

▶ミルキーランド（定員減）

現行（令和7年度）

(単位:人)

施設区分	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
事業所内 保育事業所	48	-	-	48



希望内容（令和8年度）

(単位:人)

移行後 定員	定員内訳		
	1号	2号	3号
40 (-8)	-	-	40 (-8)

施設名	ミルキーランド（寿8丁目）
設置主体	社会医療法人 恒心会
変更を希望する理由	入所数が減少してきているため。
判断基準との比較	【判断基準 (4)①】 令和6年9月～令和7年8月の保育2・3号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(2・3号)の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

(単位:人)

	R.6.9	R.6.10	R.6.11	R.6.12	R.7.1	R.7.2	R.7.3	R.7.4	R.7.5	R.7.6	R.7.7	R.7.8	平均
保育	26	28	27	26	26	26	27	15	16	16	14	17	22

▶認定こども園南部幼稚園（区分変更）

現行（令和7年度）

(単位:人)

施設区分	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
幼保連携型	110	80	6	24



希望内容（令和8年度）

(単位:人)

移行後 定員	定員内訳		
	1号	2号	3号
110 (±0)	80 (±0)	0 (-6)	30 (+6)

施設名	認定こども園南部幼稚園（下堀町）
設置主体	学校法人本田学園
変更を希望する理由	3歳以上においては、1号希望がほとんどであるため2号の定員を減らし、3号希望のニーズに応えるため。
判断基準との比較	-

▽保育(2・3号)の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

(単位:人)

	R.6.9	R.6.10	R.6.11	R.6.12	R.7.1	R.7.2	R.7.3	R.7.4	R.7.5	R.7.6	R.7.7	R.7.8	平均
保育	35	36	36	35	35	35	35	29	30	32	33	34	33.75

▶和光幼保連携型認定こども園（区分変更）

現行（令和7年度）

（単位：人）

施設区分	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
幼保連携型	115	25	54	36



希望内容（令和8年度）

（単位：人）

移行後定員	定員内訳		
	1号	2号	3号
115 (±0)	35 (+10)	47 (-7)	33 (-3)

施 設 名	和光幼保連携型認定こども園（横山町）
設 置 主 体	社会福祉法人まこと福祉会
変更を希望する理由	例年申請しております通り、保育教諭の確保の難しさから、段階的な定員減と1号、2号、3号の区分変更を致したく。単年度のための判断ではなく、過去数年における希望や状況を踏まえ協議いただきたく。ここ数年は0歳児4月入所は少なく、1年の育児休業後の入所が大多数です。0歳児定員を9名、12名と設定している場合は4月当初から0歳児配置職員を3名、4名と配置しなければならない状況です。途中入所の0歳児が入所してくるまで、園は職員の人件費を常に負担する現状にあります。逆に1号認定の満3歳児の入所希望は多く、1号の定員を増加しなければ対応出来ない状況が生まれます。満3歳児でこども園入所が十分可能だと保護者が認識すれば、満3歳児までの家庭保育が充実し、こども園も途中入所の0歳児職員配置をせずにすみます。国、行政が男性育児休業を推進していることも踏まえ、例年通りの協議ではなく、過去数年の園児入所状況、今後の園運営等をご理解いただき、ご協議いただきたく。保護者は満3歳児での入所を希望しております。現場は満3歳児入所が増えることで、職員配置が大幅に変わります。そういった現場の意見をお聞きいただきたく、よろしくお願いします。
判断基準との比較	【判断基準(3)①】教育1号の定員増分と同数の保育2・3号を減員しているが、教育1号の認可定員は15人を超えている。 【判断基準(3)②】令和6年9月～令和7年8月の保育2・3号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回る範囲であること。

▽教育(1号)の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

（単位：人）

	R.6.9	R.6.10	R.6.11	R.6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
教育	24	25	25	25	25	25	25	23	24	24	25	25	24.6

▽保育(2・3号)の月別利用者数〔令和6年9月～令和7年8月〕

（単位：人）

	R.6.9	R.6.10	R.6.11	R.6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
保育	90	90	92	94	94	96	95	81	80	83	80	83	88.16

▶令和8年度「量の見込み」と「確保方策」との比較について

判断基準を満たしている園（7園）及び救済すべき事情を認めた園（3園）の変更を適用した場合の鹿屋市全体の定員数は以下の通りです。

(単位:人)

	1号	2号	3号		合計
	満3歳以上	満3歳以上	0歳	1・2歳	
R8 定員見込①	1,269	1,443	377	1,121	4,210
量の見込み②	930	1,520	151	1,039	3,640
確保方策③	1,295	1,445	363	1,114	4,217
①-②過不足	339	-77	226	82	570
①-③過不足	-26	-2	14	7	-7

Ⅲ その他

1 保育所等の移転について

別紙参照

2 令和7年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュール

当初令和7年度の鹿屋市子ども・子育て会議については、年3回の開催を予定しておりましたが、8月に第2回子ども・子育て会議を書面開催し、年4回に変更となりました。

次回、第4回子ども・子育て会議は**2月**に開催します。開催通知につきましては、改めてお送りします。

今後のスケジュールと主な内容については、下記のとおりです。

	開催（予定）日	主な内容
第1回	5月29日（木） 14:00～	○地域子ども・子育て支援事業の実績 ○こども誰でも通園制度について 他
第2回	8月書面開催	○光華こども園設置者変更について
第3回	10月27日（月） 14:00～	○教育・保育施設の定員変更 他
第4回	令和8年2月 14:00～	○第1号委員の募集について ○こども誰でも通園制度について 他

■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第 1 号委員 子どもの 保護者	エルメス けいこ 恵子	市民委員	
2		蜂谷 はちや ゆか 友香	市民委員	
3		橘 たちばな たくま 拓真	市民委員	
4		阿蘇品 あそしな しんぞう 伸三	市民委員	
5		竹中 たけなか まなみ 愛美	市民委員	
6		柿迫 かきさこ まなみ 愛美	市民委員	
7	第 2 号委員 学識経験者	矢野 や の つねひろ 常広	鹿屋市医師会	
8		坂元 さかもと じゅんや 潤也	鹿屋市歯科医師会	断
9		森 もり かつみ 克己	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		権現 ごんげん かずひこ 一彦	鹿児島県大隅児童相談所	
11		堀之内 ほりのうち としお 俊夫	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		下村 しもむら たかし 尚	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第 3 号委員 子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者	藤井 ふじい みつはる 光晴	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 く がわ ひさし 恒	鹿屋乳児院	
15		吉井 よし い たけし 健	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 ともおか よしのぶ 善信	鹿屋市保育会	
17		有川 ありかわ ふみと 文人	鹿屋市学童保育連絡会	
18		曾原 そ はら まいこ 真維子	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
19		豎山 たてやま めくみ 恵美	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ（母親クラブ）	
20		指宿 いぶすき ふみこ 章子	障がい児福祉支援事務所	
21	第 4 号委員 その他市長 が必要と認 める者	駿河 するが りょうこ 涼子	鹿屋特別支援学校 P T A	
22		川崎 かわさき だいすけ 大輔	鹿屋市 P T A 連絡協議会	
23		渡邊 わたなべ まさと 正人	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		川添 かわそえ みやこ みや子	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 よしはら はちろう 八郎	鹿屋市町内会連絡協議会	
26		鹿倉 かくら りえ 李恵	鹿屋商工会議所	

■ 委嘱期間：令和 6 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日（2 年以内）】

鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及び第3項並びにこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、支援法第72条第1項各号に掲げる事務、市町村こども計画（基本法第10条第2項に規定する計画をいう。）の策定及び変更に関する事項並びにこども施策（基本法第2条第2項に規定する施策をいう。）の推進に関する事項を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。